

議案第15号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第2第19号事務の欄中「又は第42号」を「、第42号、第44号又は第46号」に改め、同表第33号金額の欄ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 6,000円

b 増築又は改築のもの 1件につき 10,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 13,000円
(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、13,000円を当該申請があった住戸の合計数（以下この号から第36号までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（その

金額に100円未
満の端数があると
きは、これを切り
捨てる。))

b 増築又は改築のもの 1件に

つき 21,000円
(ただし、1の建
築物において同時
に2以上の住戸の
申請があったとき
は、1件につき、
21,000円を
当該申請住戸数で
除して得た金額
(その金額に
100円未満の端
数があるときは、
これを切り捨て
る。))

別表第2第33号金額の欄ウ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 57,000円

b 増築又は改築のもの 1件に

つき 85,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 127,000円

(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、127,000円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

b 増築又は改築のもの 1件につき

194,000円
(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、194,000円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

別表第2第34号金額の欄ア及びイ中「ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」を「ア(イ) a 及び b、イ(イ)並びにウ(イ) a 及び b」に改め、同号金額の欄イ(イ)中「及び第42号」を「、第42号、第44号及び第46号」に改め、同表第35号金額の欄ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 3,000円

b 増築又は改築のもの 1件につき 5,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 6,500円

(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、6,500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

b 増築又は改築のもの 1件につき 10,500円

(ただし、1の建築物において同時

に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、10,500円を当該申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

別表第2第35号金額の欄ウ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 28,500円

b 増築又は改築のもの 1件につき 42,500円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 63,500円
(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、63,500円を当該申請住戸数で除して得た金額

(その金額に
100円未満の端
数があるときは、
これを切り捨て
る。))

b 増築又は改築のもの 1件に
つき

97,000円
(ただし、1の建
築物において同時
に2以上の住戸の
申請があったとき
は、1件につき、
97,000円を
当該申請住戸数で
除して得た金額
(その金額に
100円未満の端
数があるときは、
これを切り捨て
る。))

別表第2第36号金額の欄ア及びイ中「ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」を「ア(イ)
a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びb」に改め、同表中第51号を第56号と
し、第43号から第50号までを5号ずつ繰り下げ、第42号の次に次の5号
を加える。

43 建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に関する 法律(平成27	建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建 築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第30条第1項各号に掲げる基準に適
--	------------------------------	---

<p>年法律第53号) 第29条第1項 の規定に基づく 建築物エネルギー 消費性能向上 計画の認定の申 請に対する審査 (次号に規定す る審査を除く。)</p>	<p>認定申請 手数料</p>	<p>合していることを示す書類が提出された場 合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅のも の 1 件につき 5,000円</p> <p>(4) 住宅用途を含む建築物 の住宅部分 次に掲げる 区分に応じそれぞれ次に 定める額</p> <p>a 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 1 件につ き 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が 300平方メートル以 上のもの 1 件につ き 23,000円</p> <p>(5) 非住宅用途を含む建築 物の非住宅部分 次に掲 げる区分に応じそれぞれ 次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 1 件につ き 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が 300平方メートル以 上のもの 1 件につ き 31,000円</p>
--	---------------------	---

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に

掲げる区分に応じそれぞれ

次に定める額

a 床面積の合計が

200平方メートル未

満のもの 1件につ

き 40,000円

b 床面積の合計が

200平方メートル以

上のもの 1件につ

き 44,000円

(i) 住宅用途を含む建築物

の住宅部分 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に

定める額

a 床面積の合計が

300平方メートル未

満のもの 1件につ

き 80,000円

b 床面積の合計が

300平方メートル以

上のもの 1件につ

き 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性

		<p>能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 1件につき 267,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上のも の 1件につき 432,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 1件につき 102,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上のも の 1件につき 171,000円</p>
<p>4.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う建築物エ</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとす</p>

<p>能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>る1の建築物（建築基準法施行令第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7) (i)以外のもの 171,480円</p> <p>(i) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 118,560円</p>
<p>45 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅のもの の1件につき 2,500円</p> <p>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 5,500円</p>

b 床面積の合計が
300平方メートル以
上のもの 1 件につ
き 11,500円

(6) 非住宅用途を含む建築
物の非住宅部分 次に掲
げる区分に応じそれぞれ
次に定める額

a 床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 1 件につ
き 5,500円

b 床面積の合計が
300平方メートル以
上のもの 1 件につ
き 15,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第8条第2号イ及び
ロに定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に
掲げる区分に応じそれぞ
れ次に定める額

a 床面積の合計が
200平方メートル未
満のもの 1 件につ
き 20,000円

b 床面積の合計が
200平方メートル以

上のもの 1 件につ

き 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物

の住宅部分 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に

定める額

a 床面積の合計が

300平方メートル未

満のもの 1 件につ

き 40,000円

b 床面積の合計が

300平方メートル以

上のもの 1 件につ

き 67,500円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及

びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途

を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300

平方メートル未満のも

の 1 件につき 133,500円

(イ) 床面積の合計が300

平方メートル以上のも

の 1 件につき 216,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及

びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途

		<p>を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の1件につき 51,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの の1件につき 85,500円</p>
<p>46 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法施行令第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7) (イ)以外のもの 171,480円</p> <p>(4) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 118,560円</p>

<p>47 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅のもの の 1 件につき 5,000円</p> <p>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1 件につき 23,000円</p> <p>(ii) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が</p>
--	----------------------------	---

300平方メートル以

上のもの 1 件につ

き 31,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に

掲げる区分に応じそれぞ

れ次に定める額

a 床面積の合計が

200平方メートル未

満のもの 1 件につ

き 40,000円

b 床面積の合計が

200平方メートル以

上のもの 1 件につ

き 44,000円

(4) 住宅用途を含む建築物

の住宅部分 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に

定める額

a 床面積の合計が

300平方メートル未

満のもの 1 件につ

き 80,000円

b 床面積の合計が

300平方メートル以

上のもの 1 件につ

き 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に

掲げる区分に応じそれぞれ

次に定める額

a 床面積の合計が

200平方メートル未

満のもの 1件につ

き 20,000円

b 床面積の合計が

200平方メートル以

上のもの 1件につ

き 22,000円

(4) 住宅用途を含む建築物

の住宅部分 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に

定める額

a 床面積の合計が

300平方メートル未

満のもの 1件につ

き 38,000円

b 床面積の合計が

300平方メートル以

上のもの 1件につ

き 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性

		<p>能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 1件につき 267,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上のも の 1件につき 432,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 1件につき 102,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上のも の 1件につき 171,000円</p>
--	--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～18 省略			1～18 省略		
19 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請(第34号、第36号、第40号、第42号、第44号又は第46号に規定する審査に係るものを除く。)又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	省略	19 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請(第34号、第36号、第40号又は第42号に規定する審査に係るものを除く。)又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	省略
20～32 省略			20～32 省略		
33 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画認	ア 省略 (7) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれ	33 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画認	ア 省略 (7) 一戸建ての住宅のもの 1件につき 6,000円

(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)

定申請
手数料

それぞれに定める

額

a 新築のもの

の1件につ

き 6,000円

b 増築又は改

築のもの 1

件につき 10,000円

(4) 共同住宅等

次に掲げる区分

に応じそれぞれ

次に定める額

a 新築のもの

の1件につ

き 13,000円

(ただし、1の建

築物において同時

に2以上の住戸の

申請があったとき

は、1件につき、

13,000円を

当該申請があった

住戸の合計数(以

下この号から第

36号までにおい

て「申請住戸数」

という。)で除し

て得た金額(その

金額に100円未

満の端数があると

きは、これを切り

捨てる。))

b 増築又は改

築のもの 1

件につき 21,000円

(ただし、1の建

築物において同時

に2以上の住戸の

申請があったとき

は、1件につき、

(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)

定申請
手数料

(4) 共同住宅等の

のもの 1件に

つき 13,000円

(ただし、1の建

築物において同時

に2以上の住戸の

申請があったとき

は、1件につき、

13,000円を

当該申請があった

住戸の合計数(以

下この号から第

36号までにおい

て「申請住戸数」

という。)で除し

て得た金額(その

金額に100円未

満の端数があると

きは、これを切り

捨てる。))

21,000円を
当該申請住戸数で
除して得た金額
(その金額に
100円未満の端
数があるときは、
これを切り捨て
る。))

イ 省略

ウ 省略

(7) 一戸建ての住

宅 次に掲げる

区分に応じそれ

ぞれ次に定める

額

a 新築のも

の 1件につ

き 57,000円

b 増築又は改

築のもの 1

件につき 85,000円

(4) 共同住宅等

次に掲げる区分

に応じそれぞれ

次に定める額

a 新築のも

の 1件につ

き 127,000円

(ただし、1の建

築物において同時

に2以上の住戸の

申請があったとき

は、1件につき、

127,000円

を当該申請住戸数

で除して得た金額

(その金額に

100円未満の端

数があるときは、

これを切り捨て

イ 省略

ウ 省略

(7) 一戸建ての住

宅のもの 1件

につき 57,000円

(4) 共同住宅等の

もの 1件につ

き 127,000円

(ただし、1の建

築物において同時

に2以上の住戸の

申請があったとき

は、1件につき、

127,000円

を当該申請住戸数

で除して得た金額

(その金額に

100円未満の端

数があるときは、

これを切り捨て

る。))

		る。)) b 増築又は改築のもの 1 件につき 194,000円 (ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、194,000円を当該申請住戸数で除して得た金額 (その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))			
34 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適用についての	建築基準関係規定の適合について の審査 の申出 を伴う 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額 (ア(イ) a 及びb、イ(イ)並びにウ(イ) a 及びbのただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 (共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)) イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定 (以下「構造計算適合性判定」という。) の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額 (ア(イ) a 及びb、イ(イ)並びにウ(イ) a 及びbのただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築	34 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築	建築基準関係規定の適合について の審査 の申出 を伴う 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額 (ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)のただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額 (その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)) イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定 (以下「構造計算適合性判定」という。) の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額 (ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)のただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物 (建築基準法施行令 (昭和

<p>審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(第36号、第40号、<u>第42号、第44号及び第46号</u>において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの 118,560円</p>	<p>審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>25年政令第338号)第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(第36号、第40号及び<u>第42号</u>において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの 118,560円</p>
<p>35 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更申請手数料</p> <p>ア 省略</p> <p>(7) <u>一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>新築のもの</u> <u>の1件につき</u> 3,000円</p> <p>b <u>増築又は改築のもの</u> <u>1件につき</u> 5,000円</p>	<p>35 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更申請手数料</p> <p>ア 省略</p> <p>(7) <u>一戸建ての住宅のもの</u> <u>1件につき</u> 3,000円</p>

(次号に規定する審査を除く。)

(イ) 共同住宅等

次に掲げる区分

に応じそれぞれ

次に定める額

a 新築のもの

の 1 件につ

き 6,500円

(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、6,500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

b 増築又は改

築のもの 1

件につき 10,500円

(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、10,500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

イ 省略

ウ 省略

(7) 一戸建ての住

宅 次に掲げる

(次号に規定する審査を除く。)

(イ) 共同住宅等の

もの 1 件につ

き 6,500円

(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、6,500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

イ 省略

ウ 省略

(7) 一戸建ての住

宅のもの 1 件

区分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの
の 1 件につき
き 28,500円

b 増築又は改築のもの 1 件につき 42,500円

(イ) 共同住宅等
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの
の 1 件につき
き 63,500円
(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、63,500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

b 増築又は改築のもの 1 件につき 97,000円
(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、97,000円を当該申請住戸数で

につき 28,500円

(イ) 共同住宅等のもの 1 件につき
き 63,500円
(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、63,500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

		<p style="text-align: center;"><u>除して得た金額</u> (<u>その金額に</u> <u>100円未満の端</u> <u>数があるときは、</u> <u>これを切り捨て</u> <u>る。)</u>)</p>			
36 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ) a 及び b、イ(イ)並びにウ(イ) a 及び b のただし書の部分を除く。)、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ) a 及び b、イ(イ)並びにウ(イ) a 及び b のただし書の部分を除く。)、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法施行令第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>(7)~(イ) 省略</p>	36 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)のただし書の部分を除く。)、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)のただし書の部分を除く。)、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法施行令第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>(7)~(イ) 省略</p>
37~42 省略			37~42 省略		
43 建築物のエネルギー消費性	建築物エネルギー消費性	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消			

能の向上に
関する法律
(平成27
年法律第
53号)第
29条第1
項の規定に
基づく建築
物エネルギー消費性
能向上計画
の認定の申
請に対する
審査(次号
に規定する
審査を除
く。)

費性能
向上計
画認定
申請手
数料

費性能の向上に関する法律第
30条第1項各号に掲げる基準
に適合していることを示す書類
が提出された場合

(7) 一戸建ての住
宅のもの 1件
につき 5,000円

(4) 住宅用途を
含む建築物の住宅
部分 次に掲げ
る区分に応じそ
れぞれ次に定め
る額

a 床面積の合
計が300平
方メートル未
満のもの 1
件につき 11,000円

b 床面積の合
計が300平
方メートル以
上のもの 1
件につき 23,000円

(7) 非住宅用途を
含む建築物の非
住宅部分 次に
掲げる区分に応
じそれぞれ次に
定める額

a 床面積の合
計が300平
方メートル未
満のもの 1
件につき 11,000円

b 床面積の合
計が300平
方メートル以
上のもの 1
件につき 31,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住

宅 次に掲げる

区分に応じそれ

ぞれ次に定める

額

a 床面積の合

計が200平

方メートル未

満のもの 1

件につき 40,000円

b 床面積の合

計が200平

方メートル以

上のもの 1

件につき 44,000円

(4) 住宅用途を含

む建築物の住宅

部分 次に掲げ

る区分に応じそ

れぞれ次に定め

る額

a 床面積の合

計が300平

方メートル未

満のもの 1

件につき 80,000円

b 床面積の合

計が300平

方メートル以

上のもの 1

件につき 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省

		<p>令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計 が300平方メートル未満のも の1件につき き 267,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル以上のも の1件につき き 432,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計 が300平方メートル未満のも の1件につき き 102,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル以上のも の1件につき き 171,000円</p>
44 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定	建築基準関係の規定に適合について審査の申出	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19</p>

<p>に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）</p>	<p>を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法施行令第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7) (イ) 以外のもの <u>171,480円</u></p> <p>(イ) 構造計算が大 臣認定プログラムにより行われるもの <u>118,560円</u></p>
<p>4.5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅のもの 1件につき <u>2,500円</u></p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1</p>

件につき 5,500円

b 床面積の合

計が300平

方メートル以

上のもの 1

件につき 11,500円

(ウ) 非住宅用途を

含む建築物の非

住宅部分 次に

掲げる区分に応

じそれぞれ次に

定める額

a 床面積の合

計が300平

方メートル未

満のもの 1

件につき 5,500円

b 床面積の合

計が300平

方メートル以

上のもの 1

件につき 15,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネル

ギー消費性能基準等を定める省

令第8条第2号イ及びロに定め

る基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住

宅 次に掲げる

区分に応じそれ

ぞれ次に定める

額

a 床面積の合

計が200平

方メートル未

満のもの 1

件につき 20,000円

b 床面積の合

計が200平

方メートル以

上のもの 1

件につき 22,000円

(4) 住宅用途を含

む建築物の住宅

部分 次に掲げ

る区分に応じそ

れぞれ次に定め

る額

a 床面積の合

計が300平

方メートル未

満のもの 1

件につき 40,000円

b 床面積の合

計が300平

方メートル以

上のもの 1

件につき 67,500円

ウ ア以外の場合で、建築物エネル

ギー消費性能基準等を定める省

令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に

定める基準に適合する非住宅用

途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ

次に定める額

(7) 床面積の合計

が300平方メ

ートル未満のも

の 1 件につ

き 133,500円

(4) 床面積の合計

が300平方メ

ートル以上のも

の 1 件につ

き 216,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネル

ギー消費性能基準等を定める省

令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に

定める基準に適合する非住宅用

		<p>途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ 次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計 が300平方メ ートル未満のも の1件につ き 51,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メ ートル以上のも の1件につ き 85,500円</p>
<p>46 建築物 のエネル ギー消費性 能の向上に 関する法律 第31条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (同条第2 項において 準用する同 法第30条 第2項の規 定による建 築基準法第 6条第1項 に規定する 建築基準関 係規定の適 合について</p>	<p>建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前 号金額の欄に定める額に、第19 号で定めるところにより算定し た金額を加算して得た金額</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 1件につき前 号金額の欄に定める額に、第19 号で定めるところにより算定し た金額及び構造計算適合性判定 を行おうとする1の建築物(建築 基準法施行令第81条第4項の 規定により建築物の部分が別の 建築物とみなされる場合は、当該 建築物の部分)ごとに次の額を加 算して得た額</p> <p>(7) (イ)以外のも の 171,480円</p> <p>(イ) 構造計算が大 大臣認定プロ ラムにより行 われるもの 118,560円</p>

<p>の審査の申 出を伴う場 合に限る。)</p>		
<p>47 建築物 のエネル ギー消費性 能の向上に 関する法律 第36条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能に係る認 定の申請に 対する審査</p>	<p>建築物 エネル ギー消 費性能 認定申 請手数 料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能が 建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第2条第3号 に掲げる基準に適合しているこ とを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住 宅のもの 1件 につき 5,000円</p> <p>(4) 住宅用途を含 む建築物の住宅 部分 次に掲げ る区分に応じそ れぞれ次に定め る額</p> <p>a 床面積の合 計が300平 方メートル未 満のもの 1 件につき 11,000円</p> <p>b 床面積の合 計が300平 方メートル以 上のもの 1 件につき 23,000円</p> <p>(7) 非住宅用途を 含む建築物の非 住宅部分 次に 掲げる区分に応 じそれぞれ次に 定める額</p> <p>a 床面積の合 計が300平 方メートル未 満のもの 1 件につき 11,000円</p>

b 床面積の合
計が300平
方メートル以
上のもの 1
件につき 31,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネル
ギー消費性能基準等を定める省
令第1条第1項第2号イ(1)及び
ロ(1)に定める基準に適合するも
の

(7) 一戸建ての住

宅 次に掲げる
区分に応じそれ
ぞれ次に定める
額

a 床面積の合
計が200平
方メートル未
満のもの 1
件につき 40,000円

b 床面積の合
計が200平
方メートル以
上のもの 1
件につき 44,000円

(4) 住宅用途を含

む建築物の住宅
部分 次に掲げ
る区分に応じそ
れぞれ次に定め
る額

a 床面積の合
計が300平
方メートル未
満のもの 1
件につき 80,000円

b 床面積の合
計が300平
方メートル以

上のもの 1

件につき 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ②及びロ②に定める基準に適合するもの

の

(7) 一戸建ての住宅

次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に定める

額

額

a 床面積の合

計が200平

方メートル未

満のもの 1

件につき 20,000円

b 床面積の合

計が200平

方メートル以

上のもの 1

件につき 22,000円

(1) 住宅用途を含む

建築物の住宅

部分 次に掲げ

る区分に応じそ

れぞれ次に定め

る額

a 床面積の合

計が300平

方メートル未

満のもの 1

件につき 38,000円

b 床面積の合

計が300平

方メートル以

上のもの 1

件につき 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ②及びロ②に定める基準に適合するもの

ギー消費性能基準等を定める省
令第1条第1項第1号イに定め
る基準に適合する非住宅用途を
含む建築物の非住宅部分 次に
掲げる区分に応じそれぞれ次に
定める額

(7) 床面積の合計

が300平方メ
ートル未満のも
の 1 件につ
き 267,000円

(4) 床面積の合計

が300平方メ
ートル以上のも
の 1 件につ
き 432,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネル

ギー消費性能基準等を定める省
令第1条第1項第1号ロに定め
る基準に適合する非住宅用途を
含む建築物の非住宅部分 次に
掲げる区分に応じそれぞれ次に
定める額

(7) 床面積の合計

が300平方メ
ートル未満のも
の 1 件につ
き 102,000円

(4) 床面積の合計

が300平方メ
ートル以上のも
の 1 件につ
き 171,000円

48 省略

49 省略

50 省略

51 省略

52 省略

43 省略

44 省略

45 省略

46 省略

47 省略

<u>5 3</u> 省略
<u>5 4</u> 省略
<u>5 5</u> 省略
<u>5 6</u> 省略

<u>4 8</u> 省略
<u>4 9</u> 省略
<u>5 0</u> 省略
<u>5 1</u> 省略

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

経済産業大臣 林 幹雄
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

(国土交通大臣による評価の実施)
第六十一条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があるとき、評価の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第五十六条第二項において読み替えて準用する第五十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業務の全部又は一部を休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が天災その他の事由により評価の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により評価の業務を行い、又は同項の規定により行つてゐる評価の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により評価の業務を行うこととした場合における評価の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)
第六十二条 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う評価の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第七章 雑則
(審査請求)
第六十三条 この法律の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の上級行政庁とみなす。

(権限の委任)
第六十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)
第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)
第六十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第八章 罰則
第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者

二 第五十五条第二項又は第六十条第二項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反した者

第六十八条 第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第十六条第二項、第十九条第三項又は第二十八条第三項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条第一項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

三 第五十三条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)以下この号において同じ)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条第四項の規定に違反して、表示を付した者

二 第五十条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第五十条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

四 第五十四条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をした者

第七十二条 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十七条第二号又は第六十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十四条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十九条第二項各号(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の請求を拒んだ者

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第八条から第十条まで、第三章、第三十条第八項及び第九項、第六章、第六十三条、第六十四条、第六十七条から第六十九条まで、第七十条第一号(第三十八条第一項に係る部分を除く)、第七十条第二号及び第三号、第七十一条(第一号を除く)、第七十三条(第六十七条第二号、第六十八条、第六十九条、第七十条第一号(第三十八条第一項に係る部分を除く)、第七十条第二号及び第三号並びに第七十一条(第一号を除く)に係る部分に限る)並びに第七十四条並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)
第三十七条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなつたと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)
第三十八条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

第三十九条 第十五条第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)
第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)
第四十一条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

- 一 第四十五条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

- (1) 床面積の合計が一万平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を三百五十で除した数

(2) 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を二百五十で除した数

(3) 床面積の合計が五万平方メートル以上の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を百二十で除した数

イ(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分の二以上にわたる特定建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合にあつては、第四十五条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれ(1)から(3)までに定める数を合計した数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者(以下この号及び第五十八条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。)に支配されているものとして次に掲げるいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第五十八条第一項第二号イにおいて同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十八条第一項第二号ロにおいて同じ。)にあつては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 判定の業務を適正に行うために判定の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う事務所の所在地
- 四 第四十五条の適合性判定員の氏名
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の公示等)
第四十二条 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)
第四十三条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十九条から第四十一条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第二十九条 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

三 前条第二項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事へ通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第六十一条の規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事へ通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第六十一条第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十一条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(認定建築主に対する報告の徴収)

第三十二条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条及び第三十五条において「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に關し報告を求めることができる。

(認定建築主に対する改善命令)

第三十三条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従つてエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)

第三十五条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八條の五(第二号を除く。)、第六十八條の五の二(第二号を除く。)、第六十八條の五の三第一項(第一号を除く。)、第六十八條の五の四(第一号を除く。)、第六十八條の五の五第一項第一号、第六十八條の八、第六十八條の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

参考

(抜 粋)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年七月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針等(第三条―第十条)

第三章 建築主が講ずべき措置

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等(第十一条―第十八条)

第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置(第十九条―第二十二条)

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等(第二十三条―第二十六条)

第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置(第二十七条・第二十八条)

第五章 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定等(第二十九条―第三十五条)

第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(第三十九条―第五十五条)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(第五十六条―第六十二条)

第七章 雑則(第六十三条―第六十六条)

第八章 罰則(第六十七条―第七十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備(第六条第一項及び第二十九条第一項において「空気調和設備等」という。)において消費されるものに限り、その量を基礎として評価される性能をいう。

三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

四 建築主等 建築主(建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

五 所管行政庁 建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項

二 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

三 建築物のエネルギー消費性能の向上のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する重要事項

3 基本方針は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第四条 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を円滑に実施することができよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

3 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。